

窓口受付

問 大和郡山市内にある上下水道部の窓口はなくなるのですか。

答 窓口となる事務所は、企業団設立後当面の間、現在の大和郡山市に残ります。その後は、業務の効率化・標準化を図りながら、令和16年度までを目途に5エリア程度への集約化を目指していきます。事務所の集約化は、住民サービスの維持や緊急時の対応に配慮しつつ、進めることとしています。

組織

問 企業団は、どのような組織なのです。市や市民の意見は、反映されるのですか。

答 企業団は、地方自治法第284条に定められた地方公共団体の事務の一部を共同処理する一部事務組合です。

組織体制は、執行機関、運営協議会、企業団議会、監査委員となります。

市や市民の意見は、市町村長からなる運営協議会や市町村議員からなる企業団議会において反映されます。

民営化

問 企業団の経営が将来的に民営化されてしまわないのですか。

答 奈良県広域水道企業団基本計画に、「民営化は行わない。」と明記されています。

水道管更新

問 企業団に参加して、水道管の高い更新率を維持できるのですか。

答 本市の計画目標である概ね1.5%の水道管の更新は、奈良県広域水道企業団基本計画において、更新実績の保証及び各構成団体の整備計画の尊重が明記されていることや、優先的な資金配分がなされることから可能と考えております。

災害対策

問 災害対策は、どのように考えていますか。

答 昭和浄水場を存続更新することにより災害時の給水・バックアップ機能の向上が図られます。また、広域化することによって、国、県の補助金により効率的に県内の存続する浄水場の強靱化が図られます。さらに本市では、優先的な資金の配分により老朽管の更新スピードがアップされます。

その他、個々のご質問については、ホームページに掲載しています。

なお、本市は令和5年2月1日に水道事業等の統合に関する基本協定を締結しました。

協定内容は、参加団体の水道事業等の基盤強化を図り水道水を持続的に供給するための基本計画に合意するとともに企業団を設立し、令和7年4月1日に事業を統合するというものです。

今後一体化に向けた検討協議を深めていくため、地方自治法に基づく法定協議会が設置されます。この協議会への参加にかかる議案を令和5年2月第1回大和郡山市議会定例会に提案しています。

問合せ＝業務課(☎53-3661)